



新宿区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿令和7年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令和7年2月5日

事業名	①路上喫煙対策の推進、②受動喫煙防止対策の推進
予算額	①令和7年度予算額 570千円(前年度予算額 0千円) ②令和7年度予算額 45,500千円(前年度予算額 35,000千円) (拡充)
取材先	①環境清掃部ごみ減量リサイクル課(電話 03-5273-4267) ②健康部衛生課(電話 03-5273-3808)

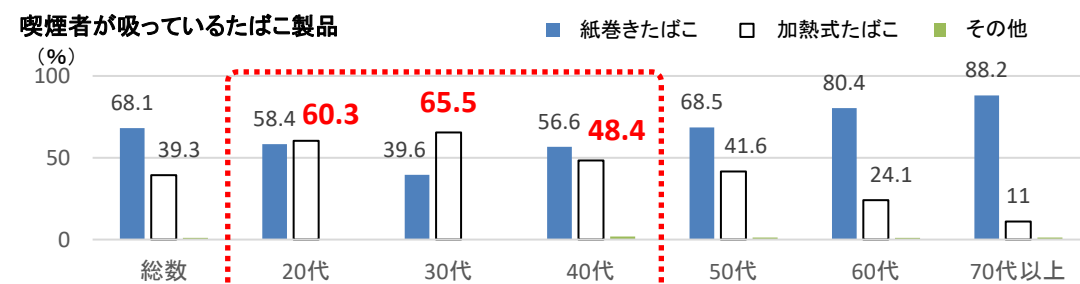
加熱式たばこの路上喫煙を禁止します

令和7年7月
施行予定

「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」において禁止する路上喫煙の対象に、加熱式たばこを明記することにより、さらなる受動喫煙の防止と環境美化を図ります。

加熱式たばこの喫煙者の現状

- ・路上喫煙者の紙巻きたばこと加熱式たばこの割合を調査した結果、路上喫煙者の6割以上が加熱式たばこになっている。
- ・令和5年度の厚生労働省の調査では、加熱式たばこの喫煙が20代、30代においては6割に達し、40代においても5割近くとなっている。



周知啓発方法

- ・路上喫煙禁止パトロール員による巡回
- ・ポイ捨て禁止・路上喫煙禁止キャンペーンの実施
- ・各特別出張所、公衆喫煙所等でのポスターの掲出
- ・観光案内所等での喫煙所マップの配布 等



公衆喫煙所の維持管理費を新たに助成します

区では、令和元年9月から公衆喫煙所の整備費助成を行っています。令和7年度から新たに、公衆喫煙所に係る賃料や電気代などの維持管理費への助成を開始します。

公衆喫煙所の整備を促進することにより、受動喫煙を生じさせない社会環境の更なる推進を図ります。



助成の内容

【既存事業 公衆喫煙所整備費】

「誰もが利用できる喫煙所」として公衆喫煙所を整備する際の設置費及び改修費を助成
補助上限額：屋内・屋外コンテナ型1,000万円/件、屋外パーテーション型600万円/件
補助率：10/10

令和7年4月
受付開始

【拡充事業 公衆喫煙所維持管理費】

区の公衆喫煙所整備費助成を利用して整備した公衆喫煙所の賃料及び電気代等(電気代、清掃・ごみ処理委託経費、空気清浄機等の保守費用)を助成

屋内型・屋外コンテナ型

補助上限額 10万円/月(①、②の合計)

- ①賃料 補助上限額 10万円/月 × 1/2 = 5万円/月
- ②電気代等 補助上限額 10万円/月 × 1/2 = 5万円/月



(屋内型・屋外コンテナ型のイメージ)

屋外パーテーション型

補助上限額 6万円/月(①、②の合計)

- ①賃料 補助上限額 6万円/月 × 1/2 = 3万円/月
- ②電気代等 補助上限額 6万円/月 × 1/2 = 3万円/月



(屋外パーテーション型のイメージ)